

枚方市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

制定 平成 26 年 3 月 31 日枚方市要綱第 21 号
最終改正 令和 2 年 3 月 31 日枚方市要綱第 16 号
(題名改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する木造住宅耐震改修事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 市長が適当と認める工法により建築された木造の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（これらの住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。）が当該住宅の延べ面積（同項第 4 号に規定する延べ面積をいう。）の 2 分の 1 未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 標準的診断方法（一般財団法人日本建築防災協会が木造住宅の耐震診断と補強方法において定める一般診断法及び精密診断法（限界耐力計算による方法及び時刻歴応答計算による方法を除く。）をいう。以下同じ。）その他市長が適当と認める方法により耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定する行為をいう。
- (3) 耐震診断技術者 次に掲げる者をいう。
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法講習会（平成 24 年度以降に開催されたものに限る。）の修了者
 - ロ 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（平成 24 年度以降に開催されたものに限る。）の修了者
 - ハ その他市長が適当と認める者
- (4) 設計者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第 1 項の登録を受けた建築士事務所に属する耐震診断技術者をいう。
- (5) 各階評点 標準的診断方法により実施された耐震診断において、木造住宅の 1 階又は 2 階の張り間及びけた行の各方向について保有する耐力を必要耐力で除した値を算出したものの最小値をいう。
- (6) 総合評点 各階評点の最小値をいう。

- (7) 耐震改修計画 当該木造住宅の地盤及び基礎について安全上必要な措置を講じた計画であり、かつ、耐震診断技術者が作成した次に掲げる計画をいう。
- イ 標準改修計画（当該木造住宅の総合評点が1.0未満である場合に、工事後における総合評点を1.0以上に高めるための計画（第2号に規定する市長が適当と認める方法にあつては、当該計画に相当するものとして市長が別に定める計画）をいう。以下同じ。）
- ロ 簡易改修計画（当該木造住宅の総合評点が0.7未満である場合に、工事後における総合評点を0.7以上に高めるための計画（工事後の総合評点から工事前の総合評点を減じて得た数値が0.3以上となるものに限る。）又は当該木造住宅（地階を除く階数が2のものに限る。）の1階部分の各階評点が0.7未満である場合に、工事後における1階部分の各階評点を1.0以上に高めるための計画（第2号に規定する市長が適当と認める方法にあつては、これらの計画に相当するものとして市長が別に定める計画）（いずれも標準改修計画を除く。）をいう。以下同じ。）
- (8) 耐震改修設計 設計者が行う耐震改修計画及びその計画に基づく工事費用の見積りの作成をいう。
- (9) 標準改修工事 標準改修計画に基づいて行う工事（耐震診断技術者により工事監理が行われるものに限る。）
- (10) 簡易改修工事 簡易改修計画に基づいて行う工事（耐震診断技術者により工事監理が行われるものに限る。）
- (11) 耐震シェルター設置工事 当該木造住宅について耐震シェルター（当該木造住宅から独立して一部の部屋の耐震性を確保するもの（当該部屋から屋外に避難することができるものに限る。）のうち、市長が認めるものをいう。以下同じ。）を設置する工事
- (12) 屋根軽量化工事 当該木造住宅について耐震性を向上させるために行う屋根のふき替え工事であつて、原則として、屋根全体を軽量化する工事（市長が別に定める基準を満たすものに限る。）
- (13) 耐震改修工事等 標準改修工事、簡易改修工事、耐震シェルター設置工事又は屋根軽量化工事をいう。

（補助金の交付の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次項に規定する補助対象木造住宅を所有する個人で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該所有する者が市税を滞納していないこと。
- (2) 当該所有する者の直近の年度分の課税総所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第2項に規定する課税総所得金額をいう。）が5,070,000円未満であること。

2 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅又はこれに準ずるものとして市長が適当と認めるものとする。

- (1) 本市に存するものであること。
- (2) 現に居住し、又は居住しようとしているものであること。

(3) 昭和56年5月31日以前に、建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認及び確認済証の交付を受け、同法に適合したものであること。

(4) 地階を除く階数が2以下のものであること。

(5) 総合評点が1.0未満のもの（前条第2号に規定する市長が適当と認める方法による場合にあっては、当該方法で用いる評価において総合評点1.0と同等の数値未満のもの）であること。

(6) 補助金の交付（当該補助金と同様の目的の補助を含む。以下この号において同じ。）を受けたもの又は当該補助金の交付の申込みをしているものでないこと。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 耐震改修設計のみに係る補助金の交付の決定を受けたもののうち、耐震改修工事等に係る補助金の交付を受けようとするもの

ロ その他市長が特に必要と認めるもの

（補助対象行為）

第5条 補助金の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、補助対象木造住宅についての耐震改修設計又は耐震改修工事等（いずれも補助金の交付の決定時において、着手していないものに限る。）とする。ただし、補助対象木造住宅についての耐震改修設計、標準改修工事又は簡易改修工事を行う場合にあっては、原則として耐震改修設計と標準改修工事又は簡易改修工事とを一連のものとして行うもの（以下「一連改修」という。）に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（一連改修にあっては、その合計額）とする。ただし、地盤に係る計画の作成及びその計画に基づく工事費用の見積り並びにその計画に基づいて行う工事に要する費用を除く。

(1) 耐震改修設計 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 当該耐震改修設計に要した費用の額に10分の7を乗じて得た額

ロ 100,000円（長屋又は共同住宅（以下「長屋等」という。）にあっては、100,000円に戸数を乗じて得た額）

(2) 標準改修工事 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 当該標準改修工事に要した費用の額

ロ 700,000円（長屋等にあっては、700,000円に標準改修工事を行う戸数を乗じて得た額）

(3) 簡易改修工事 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 当該簡易改修工事に要した費用の額

ロ 400,000円（長屋等にあっては、400,000円に簡易改修工事を行う戸数を乗じて得た額）

(4) 耐震シェルター設置工事 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 当該耐震シェルター設置工事に要した費用の額

ロ 200,000円（長屋等にあっては、200,000円に耐震シェルター設置工事を行う戸数を乗じて得た額）

(5) 屋根軽量化工事 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 当該屋根軽量化工事に要した費用の額

ロ 200,000円（長屋等にあつては、200,000円に屋根軽量化工事を行う戸数を乗じて得た額）

ハ 当該屋根の面積1平方メートルあたり20,200円を乗じて得た額

2 補助対象者が属する世帯の所得月額（世帯員の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）を合算し、その金額を12で除して得た額をいう。）が市長が別に定める額以下である場合における前項の規定の適用については、同項第2号ロ中「700,000円」とあるのは「900,000円」と、同項第3号ロ中「400,000円」とあるのは「600,000円」とする。

3 第1項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の決定に通常要すべき期間）

第7条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあつた日の翌日から起算して40日間とする。

（条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の申込みを取り下げる場合を除き、補助金の交付の決定の通知を受け取つた日の翌日から起算して30日以内に、補助対象行為（一連改修にあつては、耐震改修設計）に着手しなければならないこと。

(2) 一連改修の場合にあつては、当該耐震改修設計の内容について市長の承認を受けなければ、当該標準改修工事又は当該簡易改修工事に着手してはならないこと。

(3) 補助対象行為が耐震改修工事等である場合にあつては、市長が認める場合を除き、当該耐震改修工事等が適正に行われているかを確認するための職員による実地の調査を市長が定める時期に受けなければならないこと。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成25年枚方市要綱第26号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた補助金の交付の申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 [平成29年3月31日枚方市要綱第28号]

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申込みについて適用し、同日前の交付の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 [令和2年3月31日枚方市要綱第16号]

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 枚方市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱（平成26年枚方市要綱第20号）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の申込みについて適用し、同日前の交付の申込みについては、なお従前の例による。